

平成 28 年 11 月
東京税関業務部

関係各位

関税法基本通達等の一部改正（他法令関連）に伴う
「原本提出等要否判断のためのNACCSコード一覧表」の更新について
（お知らせ）

本年 11 月 1 日から、関税法第 70 条に基づく輸入他法令による許可、承認等の確認が、新たに一部法令について証明書等の写しによる確認で可能となる等、関税法基本通達等の一部が改正となりました。

当該改正を受け、「原本提出等要否判断のためのNACCSコード一覧表」を更新したものを東京税関のホームページに掲載しましたのでお知らせいたします。

「原本提出等要否判断のためのNACCSコード一覧表」

○東京税関ホームページアドレス

<http://www.customs.go.jp/tokyo/info/paperless.htm>

(参考)

「原本提出等要否判断のためのNACCSコード一覧表」以外の下記の資料について、内容に係る変更はありません。

- ・ 通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について（輸入）
- ・ 通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について（輸出）
- ・ G 表示パターン表
- ・ [整理表]電磁的記録により提出され、許可後等に原本（書面）の提出を要する減免戻し税関係書類の取扱い

【問合せ先】

東京税関業務部

・ 通関総括第 1 部門

電話：03-3599-6337

・ 航空総括部門

電話：03-3599-6524